

令和4年第5回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

令和4年12月23日

広島県庄原市議会
企画建設常任委員会

目 次

調査事項

- I. 桜花の郷 ラ・フォーレ庄原について 1
 - 1. はじめに
 - 2. 調査経過
 - 3. 調査内容
 - 4. 総括

- II. 第2期庄原市地域情報化計画について 7
 - 1. はじめに
 - 2. 調査経過
 - 3. 調査内容
 - 4. 総括

I. 桜花の郷 ラ・フォーレ庄原について

1. はじめに

令和元年11月20日に日本郵政株式会社から本市に対して、かんぼの郷庄原の施設譲渡について打診があった（12/20議員全員協議会 説明）。市は、年度内に取得か否かの判断を示すため幅広く意見を聞くこととしていたが、その後、新型コロナウイルス感染症が世界的な拡大をみせ、観光業の経営に大きな影響を与えたことから、取得可否の判断は延期されてきた。最終判断に至るまでの間、市は日本郵政と交渉を続け、また、かんぼの郷庄原経営状況等分析調査を行ってきている。

当委員会は、この案件を市にとって喫緊の課題として捉え、令和2年1月から調査を行い、令和3年3月議会において、「将来的な財政負担などの十分な検討を経た上で本市としての方針を早急に纏め、日本郵政と交渉を行い、かんぼの郷庄原の譲渡問題に関する方針を提案いただくことを強く求める」とした調査報告を行った。

本委員会として、その後の施設の取り扱いについて、引き続き調査を行ったものである。

2. 調査経過

年月日	会議・調査	内容等
令和3年5月26日	企画建設常任委員会	かんぼの郷庄原の施設譲渡について（企画課）
令和3年6月16日	現地調査	かんぼの郷庄原
令和3年7月7日	企画建設常任委員会	委員会内協議
令和3年9月6日	企画建設常任委員会	委員会内協議
令和3年11月2日	企画建設常任委員会	かんぼの郷庄原の取得について（企画課）
令和3年11月19日	企画建設常任委員会	設置管理条例審査
	本会議	附帯決議提出・可決
令和3年12月2日	企画建設常任委員会	委員会内協議
令和3年12月16日	企画建設常任委員会	指定管理者の指定議案審査

3. 調査内容

3-1. 企画建設常任委員会

令和3年5月26日 企画課

かんぼの郷庄原の取得方針について、5月31日の議員全員協議会に先立ち、企画課から報告を受けた。取得の可否にあたり、その意思決定の判断材料として次の6つの観点から検討が行われた。

1. 市民が憩い・集う施設

市内や市内外の団体が活用するコンベンション施設としての機能及び良質な温泉施設による、健康増進施設としての機能を有している。

2. 地域経済への影響

かんぼの郷における観光消費額は年間7億円を超え、市内における年間観光消費額の20%近くを占めており、旅客交通や食料調達等も含めると地域経済への効果は多大であるとともに、従業員のうち60名余りが市民であり、雇用の場としても大きな影響力を持つ。

3. 観光施策の推進に与える影響

本市の観光施策において、コロナ禍以前は年間3万人以上の宿泊利用者があり、本市の観光における基幹的な宿泊施設として大きな役割を担っており、かんぼの郷を失うことは観光施策への打撃となる。

4. 市が取得しなかった場合のリスク

市が譲渡を受け入れない場合、日本郵政は令和3年中に競争入札により海外資本も含め広く売却先を募る予定としており、民間事業者等が取得した場合、他の用途への変更や不採算となった場合の施設閉鎖等、現在の運営形態が継続されない可能性がある。

5. 公共的団体説明会・市民意見聴取の実施

市内の各種公共的団体を対象に「かんぼの郷庄原に係る説明会」を開催したところ、参加37団体のうち29団体から「施設を取得すべき・前向きに検討すべき」との意見であった。また8団体から市による取得を求める要望書が提出されている。市民からは、市ホームページと広報誌に関係資料を公表し意見を募集したところ、26名から意見が寄せられた。うち16名は「施設を取得すべき・前向きに検討すべき」との意見であった。

6. 「かんぼの郷庄原」にかかる経営状況等分析調査報告書

かんぼの郷を運営する株式会社サンヒルズ庄原の経営状況分析及びマーケティングや観光業界における環境等、専門的知見に基づく参考資料を得るため、株式会社瀬戸内ブランドコーポレーションに調査業務を委託した。

同業務により作成された調査報告書では、コロナ禍により3密回避・近距離観光スタイルが定着し、本市にとっては追い風となる可能性が高いことなどから、本市の観光の基幹施設であると同時に、地元で愛され市民にも利用していただける、将来に亘る「庄原の代表施設」として取得するべきとの意見がまとめられた。

取得の可否については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により一旦判断を延期し、この間、市においては市民の生命・健康・地域経済を守る取り組みを継続してきた。コロナ禍の終息は見通せない状況ではあるが、市内の観光事業者、関連事業者を含めた地域経済、豊かな市民生活を守り抜くとともに、将来の本市を展望したときには必要不可欠であるかんぼの郷庄原を、市において取得すべきと判断に至ったとの説明があった。

令和3年7月7日 委員会内協議

5月31日に開催された議員全員協議会で、かんぼの郷庄原を市が購入するとの方針が示されたことを受け、今後の調査方法について協議した。

委員からは方針決定に至る過程を確認する必要がある、市が取得した場合の経営についての考えを聞きたいといった意見が出された。

委員会として、取得後の方向について提言が可能かなどを含めて、執行者から聞き取りを行うことを決定した。

令和3年9月6日 委員会内協議

施設取得のための補正予算案が上程されたことを受け、取得後も継続して調査することを申し合わせた。

令和3年11月2日 企画課

施設取得にかかり、今後の予定について企画課から説明を受けた後、質疑を行った。

施設の引き渡しを受けた後に修繕、更新工事を行い、令和4年3月から4月の運営再開を目指して準備を進めていくとのことであった。

令和3年11月4日 取得見積価格を日本郵政に提示

11月19日 11月臨時会に財産取得に関する議案、設置管理条例を定める議案を提出

12月20日 施設閉館

12月21日 施設の引き渡し

令和3年11月19日 設置管理条例審査

本委員会に付託された、庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例について審査を行った。

旧かんぼの郷庄原を本市が取得し、桜花の郷ラ・フォーレ庄原として、新たに交流宿泊施設を設置するため、設置及び管理条例を制定しようとするものである。

委員会では、設置の施設の位置づけ、料金設定に関しての質疑が集中した。「指定管理者に料金設定の自由度があるのか」、「他の類似施設との区別ができないか」、「再開後に料金を変更できるか」などの質疑が出された。執行者からは、設定しているのは素泊まりの料金で、管理者において自主事業部分、付加価値の提供は宿泊プランといった宿泊商品として自由に料金設定ができるとの答弁があった。そのほか委員からは、指定管理者の指定については、市内の業者にこだわらず、広く門戸を広げていくべきとの意見が出された。

質疑等を終え挙手による採決を行い、採決の結果、庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例は、賛成全員で可決すべきものと決した。なお委員からの提案により、附帯決議を提出し、可決された。

1. 指定管理者の選定に当たっては、これまでの慣例にとらわれることなく、広く意見を取り入れ、経営能力及び運営ノウハウを持った事業者に当該施設の管理運営を行わせること。
2. 指定管理者の行う事業については、独自性が発揮できるよう環境を整えること。

令和3年12月2日 委員会内協議

12月定例会で追加上程される指定管理者指定の議案について、議会運営委員会に本委員会に付託のうえ審査する旨の申し入れを行うこととした。

令和3年12月16日 指定管理者の指定議案審査

本委員会に付託された、桜花の郷ラ・フォーレ庄原の指定管理者の指定について、審査を行った。執行者からは追加説明として、11月19日の本会議において可決された附帯決議を踏まえた上でサンヒルズ庄原を指名するに至ったとの説明があった。その指定に至る経過として、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則に基づいて、市の出資法人を指名できること。設置目的に沿った適正な管理能力を有すること。早期の施設再開を円滑に進める諸条件を整えていることを総合的に勘案した結果であるとのことであった。その後、活発な質疑が行われたが、主な質疑を抜粋する。「指定管理者の指定の方法については公募すべきだったのではないか」、「審査で求める収支計画が令和4年度分のみであるのはなぜか」、「公募でなく指名であると、市がお願いしている形ではないか」、との質疑に対し、「指定管理者の指定については、今後、あらゆる視点で考え方を整理していく」、「収支計画については、公募の場合は指定期間分の収支計画を提出させるが、指名の場合は単年度の収支計画を求める規定となっている」、「指名については、お願いではなく、相手方は地域貢献も図っていくという志望動機もあり、継続して熱意を持っておられる」との答弁があった。委員からは、「公募しないことは市民合意が得られにくいのではないか」、「3年の指定期間に対して1年分の収支計画で審査を行ったことに納得ができない」、「これまでの経営において、日本郵政への手数料が多額である、運営上の縛りがあったなど、外部要因ばかりを聞くが、内部での改善を図る視点がないと今後の運営は難しいのではないか」といった意見が出された。質疑を終え、挙手による採決を行い、採決の結果、可否同数であったため庄原市議会委員会条例第17条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより、指定管理者の指定については原案のとおり可決すべきものと決した。

3-2. 現地視察

視察先	庄原市新庄町5281-1 かんぼの郷庄原
視察日	令和3年6月16日(水)
概要	日本郵政株式会社から本市へ施設譲渡の打診があった「かんぼの郷庄原」の施設状況を視察し、施設管理者に施設及び機械設備の管理状況、集客及び客単価、新型コロナウイルス感染症の影響、また顧客のターゲット層や新型コロナウイルス感染症が一定の落ち着きを見せた後の見通し等について聞き取りを行った。
視察で参考となった事項(抜粋)	<p>設備の経年劣化による修繕が必要である。</p> <p>今年20周年の節目を迎え、コロナ禍で現在休館中であるが、きれいに維持管理に努められていると感じた。</p> <p>従業員数は常勤、非常勤合せて72名で、約8割が地元採用であり、地域経済に与える影響も大きいのでないかと思う。</p> <p>取得した場合、コロナ終息後の運営管理の問題がどうなっていくのか?気がかりである。しっかり検討していただく必要があると感じた。</p>
提言(抜粋)	<p>入浴施設と宿泊施設を分離経営することや、レストランをテナント運営するなど、施設を全て1事業者で運営することが最適かどうか検討を加えていただきたい。</p> <p>浴場や周辺環境など表に見える部分、配管やボイラーといった表に見えない部分での改修、修繕、更新、さらには将来の施設解体も考えると、市が現在提示している額をはるかに上回る将来負担が必要と考えられる。</p> <p>取得後の運営が重要である。特にコロナの収束が期待できない状況で、どのように運営していくのか、今以上に難しい舵取りが求められる。この施設が、市内の他の観光資源と更なるつながりをもった施設となるよう、本市も支援をしていくべきと考える。</p> <p>全国のワクチン接種が終了すると、利用客は回復すると考える。緊急修繕は必要であるが、中途半端な修繕ではなく、リピーターを増やす改修も必要であると考え。</p> <p>一昨年に日本郵政株式会社から取得の打診があつて、かなりの時間が経過しているが、交渉の状況や取得後の方針や方向について、もっとしっかりと説明すべきではないかと思う。</p> <p>アフターコロナも見据え、今後の庄原市の観光戦略を考え、そこに対応できるよう、かんぼの郷取得を単体で捉えずに一体的に進めていかなければならない。</p> <p>市内全域にどの様な波及効果があるのかを明確に示せる提案に期待したい。</p>

4. 総括

かんぽの郷庄原の取得については、当委員会で現状及び今後の経営状況等様々な観点から、提供された情報を基に慎重に分析検討を行った。新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う観光需要の落ち込みなど、社会情勢の変化が今後の桜花の郷 ラ・フォーレ庄原の経営に与える影響は大きく、引き続き市も施設整備を含め積極的な関与を続ける必要がある。

市民の健康増進施設としての機能を十分活用して、様々な取り組みを展開していただけるよう要望するとともに、指定管理事業者の自主事業を含めた経営の安定化に向け今後も注視していく。

Ⅱ. 第2期庄原市地域情報化計画について

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症への対応において、行政分野でのデジタル化、オンライン化の遅れが明らかになったことから、国は改革に向けた動きを加速し、デジタルガバメントの構築を最重要政策課題として位置づけている。

そうした中、本市の第2期庄原市地域情報化計画が策定され、令和3年度から令和7年度の5年間で取り組む情報化の取り組みの基本的な方向性が示された。

国においては2021年9月にデジタル庁が発足し、自治体のデジタル活用及び自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みを推進する動きが全国で活発化するなど、デジタル技術を活用した行政サービスの改革を進める転機が訪れており、これを単なる行政事務のデジタル化に留めるのではなく、自治体の業務改革をデジタル化によって進め、社会の在り方をより良い方向へ改革する取り組みとなっているかどうかについて調査するものである。

2. 調査経過

年月日	会議・調査	内容等
令和3年7月7日	企画建設常任委員会	委員会内協議
令和3年7月30日	企画建設常任委員会	企画課
令和3年8月26日	オンライン視察	広島県DX推進チーム
令和4年12月16日	企画建設常任委員会	企画課

3. 調査内容

3-1. 企画建設常任委員会

令和3年7月7日 委員会内協議

令和3年9月にデジタル庁が発足されるにあたり、今後の国の動向など、まずは情報収集をするべきではないかとの意見が出された。オンラインを活用した視察や、市の取り組みについて所管課から聞き取りを行うことを決定した。

令和3年7月30日 企画課

本市の第2期庄原市地域情報化計画が策定され、令和3年度から令和7年度の5年間で取り組む情報化の取り組みの基本的な方向性が示されている。計画期間が始まって4か月が過ぎようとしているが、委員会として所管課である企画課と協議を行った。

令和4年12月16日 企画課

第2期庄原市地域情報化計画が策定されてから、間もなく2年が経過する。庁内でのデジタル化に向けた取り組みが本格化している中で、これまでの取り組みについて説明を受けた。

企画課からは具体的な取り組みとして、テレワークやRPAの導入による事務効率の改善、タブレット端末の導入によるペーパーレス化など、できるところから着実に事業を進めているとの説明がなされた。

説明後の委員との意見交換では、より一層のデジタル化への取り組みには、体制強化と人材の育成が重要であるとの認識で一致した。

3-2. オンライン視察

視察先	広島県総務局デジタルトランスフォーメーション推進チーム
視察日	令和3年8月26日(木)
概要	庄原市第2期地域情報化計画の調査の一環として、広島県及び市町のDX推進について、広島県総務局DX推進チームのオンライン視察を実施した。
視察で参考となった事項(抜粋)	広島県は積極的にDXの推進を行おうとしている。その中で各市町の積極的な姿勢が求められている システム開発については広島県、他市町と連携して進めることがコストダウンに繋がること。 押印廃止も知事主導でかなり進められていること。 DXの実現には、首長や幹部職員によるリーダーシップ、強いコミットメントが重要。首長から一般職員まで、DXの基礎的な共通理解の形成、実践意識の醸成が必要であること。
提言(抜粋)	具体例で、「広島型MaaS」のモデル事業があったが、本市が抱える最重要課題の一つだと考える。県と連携しながらこの事業は強力で推し進めるべきである。 本市においてもDXを積極的に推進し、人的資源の適正配置に資するよう各課を跨いで横断的業務の見直し等進める必要がある デジタル化という手段が目的化しないように注視していかなければならない。まず庄原市にとって何が必要か、何がデジタル化で改善できるかを見きわめて目的達成、問題解決の一つの手段として捉える事が肝要である。 デジタル化については得意な人に任せておけば良いと考えがちだが、苦手な人を取り残さない分かりやすい、丁寧なフォロー体制もつくる必要がある DX化の本来の目的をしっかりと理解して頂き、まずは首長や幹部職員がその必要性について、理解を深める事がとても重要である。すでにDXの技術に触れながら普段の生活が行われている事を結びつける事から始めてみてはどうか。

4. 総括

第2期庄原市地域情報化計画の中で示されている庄原市のDXに関する取り組みについて、今後必要となる行政事務のデジタル化、簡素化は、近い将来職員数の減少を鑑みても喫緊の課題である。市民にとってもDXの推進は、行政手続きの簡素化など、市民サービスの向上に繋がるものと考ええる。

庄原市においても広島県と連携し、行政事務手続きの抜本的な見直し、デジタル化を進めていく必要がある。しかしながら、DX化を担うことができる人材の外部登用が難しい状況にあり、人材育成が課題となっている。首長をはじめとする幹部職員がDX化に向け統一的な見解を持って、強いリーダーシップで本事業を進めていただくことを要望する。

現在国が進める、デジタル田園都市国家構想の中では、『現在、地方は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化など様々な社会課題に直面しています。デジタルは、こうした社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉です。』とある。庄原市においても、便利で快適に暮らせる環境づくりに向けた計画を早急に策定し、デジタル田園都市国家構想に沿った事業に取り組んでいただきたい。